

35 宮城県土地改良事業団体連合会

1 基本情報

所在地	仙台市青葉区上杉二丁目2番8号			代表者	会長 伊藤 康志
電話	022-263-5811	ファックス	022-268-6390	ホームページ	http://www.mlw.or.jp/
設立	昭和33年8月27日	改革分類	自立支援団体	県担当課	農政部 農村振興課
出資等の状況	第1位 宮城県 (2.4%) 30,000 千円	第2位 大崎市 (0.5%) 6,830 千円	第3位 石巻市 (0.4%) 5,320 千円	その他 市町村・土地改良区等 (96.7%) 1,213,041 千円	
設立目的(定款等)	土地改良事業の適切かつ効率的な運営の確保及び会員の共同の利益の増進				出資等総額 1,255,191 千円 (100.0%)

2 主な事業内容

	事業名	事業費(単位:千円)			事業内容
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	
事業1	受託事業	1,117,353	1,933,543	1,403,816	設計業務, 管理指導業務, 農地集積指導業務(国, 県, 市町村等)
	全体事業に占める割合	37.9%	62.8%	84.9%	
事業2	維持管理適正化事業	508,904	508,904	211,905	土地改良施設の補修や長寿命化のための事業
	全体事業に占める割合	17.3%	16.5%	12.8%	
事業3	農道台帳管理等	45,019	54,672	31,946	農道台帳管理, 水土里情報システム運営等
	全体事業に占める割合	1.5%	1.8%	1.9%	
その他の事業	土地改良負担金対策事業	1,273,836	580,390	5,214	土地改良事業償還金の農家負担分の軽減
	全体事業に占める割合	43.3%	18.9%	0.3%	
全体事業費		2,945,112	3,077,509	1,652,881	指定管理者
全体割合		100.0%	100.0%	100.0%	

3 評価

(1) 団体の使命・役割

現在の団体としての公益的使命・役割・目標	県が期待する団体の役割(県施策との関連等)
<p>土地改良事業を行う者の協同組織により, 土地改良事業の適切かつ効率的な運営の確保と共同の利益確保を目的として次の事業を行う。</p> <p>①会員の行う土地改良事業に関する技術的な指導その他の支援 ②土地改良事業に関する教育, 情報提供 ③土地改良事業に関する調査設計及び研究 ④国または県の行う土地改良事業に対する協力 ⑤その他必要な事業</p>	<p>土地改良事業に対する高い専門性を生かし, 会員である土地改良区に対して技術的・事務的な指導と支援を行うことにより, 事業の効率的な実施に資することが期待される。</p> <p>特に, 土地改良区の組織基盤が脆弱化しつつあるため, 団体が一丸となって会員の組織体制強化に対して積極的に支援することを期待する。</p>

(2) (1)に対する団体の自己評価及び県の所見(令和3年度)

団体による自己評価	県(主務課)の所見
<p>設立目的を達成するため適切な事業を行っていると考えられる。</p> <p>今後とも社会情勢の変化に伴う要求や法改正に対し, 技術的・事務的な支援など, 適切な対応を図っていく。</p>	<p>土地改良事業に対する技術的支援のほか, 土地改良法改正に伴う土地改良区の取組に対し, 各種研修や巡回相談等の事務的支援を積極的に実施している。</p>

(3) 団体に対する総合評価(令和3年度)

項目	団体による自己評価	県(主務課)の所見	参考指標
イ 組織運営の健全性 ※1	<p>組織運営は, 適切であると考えられる。</p> <p>コンプライアンスの確保については, 今後も充実を図っていく。</p> <p>また, 働き方改革については, 職員の待遇改善に努めている。</p>	<p>内部統制の取組や研修会の開催等により, コンプライアンスの確保を積極的に行っている。</p> <p>また, 働き方改革を実施することにより, 職員のモチベーション向上に努めている。</p> <p>今後も, 適切な組織運営に努めるよう期待する。</p>	A
ロ 財務の健全性 ※1	<p>東日本大震災復興事業の完了等に伴い, 受託業務が減少しているが, 令和3年度の「人・農地など関連施策の見直し」において, 市町村・土地改良区の技術者不足等に伴う土地改良法改正などが行われ, 会員が行う団体営事業に対する土地連支援が図られることになった。今後は, 会員が行う団体営事業の支援を強化し, 受託収入を増やして財務の健全化に努める。また, 組織で策定した運営プランの進行管理を年度毎に実施しており, 財務運営の管理を行っている。令和3年度に運営プランの見直しも行った。</p>	<p>今年度は受託事業収入の減少により当期経常増減額がマイナスになったが, 正味財産比率が76.1%であることを踏まえると, 財務状況は概ね良好と考えられる。</p> <p>また, 土地改良法の改正で団体営事業の支援強化による受託事業の収入増加が見込まれることや, 運営プランにより財務運営の管理をしっかりと行っていることから, 財務運営も安定していくと考えられる。</p> <p>引き続き, 健全な財務運営の確保に努めるよう期待する。</p>	B
(2)及び上記イ・ロを踏まえた総合評価・今後の方向性と課題	<p>社会的要求や会員, 関係機関からのニーズに応えるため, 10年間の運営プランを令和3年度に見直しを行った。評価については, 年度毎の進行管理により一定の実績を得ている。</p> <p>さらなる組織強化に向けて, 会員等の支援強化など, 運営基盤の改善に努める。</p>	<p>令和3年度に見直した運営プランに基づく中長期的なビジョンにより, 会員である土地改良区の支援を行うため, 運営基盤の改善による組織強化を引き続き図っていく必要がある。</p>	総合評価 A

※1 上記イ及びロにおける「団体による自己評価」・「県(主務課)の所見」及び「参考指標」は, それぞれの項目に係る経営評価指標に基づき記載しているもの。

4 経営状況（単位：千円）

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	増減(R3 - R2)
貸借対照表	資産合計	4,862,558	5,429,697	4,949,433	△ 480,264
	流動資産	1,190,580	1,651,215	1,260,287	△ 390,928
	固定資産	3,671,978	3,778,482	3,689,146	△ 89,336
	うち基本財産	1,178,580	1,178,754	1,178,811	57
	負債合計	1,428,860	1,550,878	1,181,789	△ 369,089
	流動負債	617,457	779,497	451,825	△ 327,672
	固定負債	811,403	771,381	729,964	△ 41,417
	うち長期借入金	31,170	0	0	0
	正味財産合計	3,433,698	3,878,818	3,767,643	△ 111,175
	指定正味財産	0	0	0	0
一般正味財産	3,433,698	3,878,818	3,767,643	△ 111,175	
正味財産増減計算書	経常収益	2,996,861	2,232,965	1,672,191	△ 560,774
	うち事業収益	2,945,112	2,205,514	1,652,881	△ 552,633
	経常費用	2,883,352	1,787,840	1,783,366	△ 4,474
	うち管理費	196,945	156,034	185,911	29,877
	評価損益等調整前当期経常増減額	113,509	445,125	△ 111,175	△ 556,300
	当期経常増減額	113,509	445,125	△ 111,175	△ 556,300
	経常外収益	0	0	0	0
	経常外費用	0	5	0	△ 5
	当期経常外増減額	0	△ 5	0	5
	当期一般正味財産増減額	113,509	445,120	△ 111,175	△ 556,295
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	
当期正味財産増減額	113,509	445,120	△ 111,175	△ 556,295	
県の財政的関与	補助金	129,494	139,980	119,833	△ 20,147
	委託金 ※2	342,963	605,928	459,738	△ 146,190
	負担金	0	0	0	0
	補助金等合計	472,457	745,908	579,571	△ 166,337
	総収入 ※3	2,996,861	2,232,965	1,672,191	△ 560,774
	総収入に対する補助金等割合	15.8%	33.4%	34.7%	
	単年度貸付額	0	0	0	0
	年度末貸付金残高	0	0	0	0
	損失補償(債務保証)残高	31,170	0	0	0

※2 委託金：随意契約によるものが対象。指定管理者制度に係る管理委託料は、非公募により選定された場合が対象。

(なお、非公募で指定管理者となった団体に利用料金収入がある場合は、利用料金収入を含めた額を計上している。)

※3 総収入＝経常収益＋経常外収益＋当期指定正味財産増減額【正味財産増減計算書】

5 主な経営指標

評価項目	算式等	令和元年度	令和2年度	令和3年度	増減(R3 - R2)
正味財産比率	正味財産合計÷資産合計(総資産)×100	70.6%	71.4%	76.1%	4.7%
流動比率	流動資産÷流動負債×100	192.8%	211.8%	278.9%	67.1%
借入金依存度	(長期借入金＋短期借入金)÷資産合計(総資産)×100	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%
経常利益率	当期経常増減額÷経常収益×100	3.8%	19.9%	-6.6%	-26.5%
管理費比率	管理費÷経常収益×100	6.6%	7.0%	11.1%	4.1%

6 組織・役職員の状況

(人)

役職員の人数		令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (6月末現在)	令和3年度における 常勤役職員の状況				
役員	常勤 (うち県OB)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	常勤役員				
	非常勤 (うち県OB)	15 (0)	15 (0)	14 (0)	平均年齢	1名のため非公開			
職員	常勤職員 (※4)	64	65	62	平均年収 (千円)	出資割合25%未 満のため非公開			
	プロパー職員	64	64	61	常勤職員(プロパー)				
	県OB	0	0	0	平均年齢	44.3			
	県派遣職員	0	0	0	平均年収 (千円)	出資割合25%未 満のため非公開			
	その他の派遣職員	0	1	1					
	上記以外の職員(※5)	36	34	31					
障害者雇用の状況 (※6)		法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	93.0	雇用障害者数	2.0	実雇用率	2.15 %	不足数	0.0

※4 常勤職員：プロパー職員、県派遣・県OB、その他の派遣職員(県以外の自治体、民間企業等)を指すもの。

※5 上記以外の職員：任期付職員、契約社員、嘱託、非常勤職員、臨時職員及びパート・アルバイト等、常勤職員に該当しない職員の合計を指すもの。

※6 6月1日現在で、公共職業安定所に提出する『障害者雇用状況報告書』の数値を掲載しているもの。(法定雇用率が課せられている団体のみ記載)

【除外率が適用となる団体は、除外率適用後の常用労働者数に基づき記載】

35 宮城県土地改良事業団体連合会

＜組織運営の健全性に関する指標＞

No.	項目	評価内容	評価	
1	組織統制に関する規程等の整備	業務規程等が整備され、内部牽制が図られているか。	① 8項目未満整備	0
			② 8項目以上整備	1
			就業規則（無期転換ルールの対応含む）	■
			役員報酬規程	■
			職務分掌規程	■
			会計規程	■
			契約規程	□
			決裁規程	■
			給与規程	■
			退職手当規程	■
			施設等の管理規程	■
2	コンプライアンスの確保（経営への取組・内部統制）	コンプライアンスに関する取組を行っているか。	① 合計0点。またはコンプライアンス違反事例があった。	0
			② 1～2点	1
			③ 3～4点	2
			④ 5点以上	3
			○コンプライアンスに関する規程を整備している。（2点）	■
			○コンプライアンスに関する規程を今年度中に整備する予定（1点）	□
			○マニュアル等を作成し、職員に配布する等周知を図っている。（1点）	■
			○職員に対する啓発等研修の場を設定している。（1点）	■
			○業務監査体制を強化する体制整備や取組を行っている。（1点）	■
			○内部統制に関する取組を行っている（1点）	■
			○BCP（業務継続計画）を作成している。（1点）	■
			○公益通報者保護法に基づく公益通報制度を設けている。（1点）	□
			○その他、コンプライアンス経営を充実するための取組を行っている。（取組内容：業務会議等）（1点）	■
3	実効性を持った監事監査の実施	公認会計士・税理士が会計・経理業務に関与しているか。	① 公認会計士・税理士の関与はない。	0
			②③以外に公認会計士・税理士の関与を得ている。（定期的に指導を受けている）	1
			③ 公認会計士・税理士が監事（監査役）に就任し監事（監査役）監査を実施、または監査法人による監査を実施している。	2
4	経営幹部への民間企業等出身者の登用	民間の経営ノウハウ活用による組織の活性化や自立的経営の促進を図る観点から、役員に業務に精通した民間企業等出身者を登用（採用）・配置しているか。	① 登用していない。	0
			② 登用している。	1

No.	項目	評価内容	評価		
5	人材育成、内部登用の拡大、独自の人材確保の取組	職員の人材育成、プロパー職員の内部登用、または独自の人材確保（プロパー職員等の採用による県派遣職員との入れ替え）が図られているか。	①人材育成の取組を行っていない。また、内部登用や独自の人材確保も行っていない。	0	1
			②人材育成の取組を行っているほか、内部登用や独自の人材育成を行っている。	1	
6	事業内容・財務情報等のホームページ公表	ホームページにおける情報公開は、どのような状況にあるか。	①ホームページで公開していない。	0	2
			②下記のうち、6項目未満（会社法法人・その他の法人は4項目未満）を公開している。	1	
			③下記のうち、6項目以上（会社法法人・その他の法人は4項目以上）を公開している。	2	
			定款（寄附行為）	■	
			役員等名簿	■	
			事業計画書	□	
			収支予算書（収支計画）	□	
			事業（営業）報告書	■	
			収支計算書	■	
			貸借対照表	■	
			損益計算書（正味財産増減計算書）	■	
			財産目録	■	
			キャッシュフロー計算書（作成している場合）	■	
役員の報酬・退職金に関する規定	□				
合計（10点満点）				9	

団体による自己評価 （概況、上記指標以外の取組実績、 今後の課題・対策等）	県（主務課）の所見	参考 指標
組織運営は適切であると考え。 コンプライアンスの確保については、今後も充実を図っていく。 また、働き方改革については、職員の待遇改善に努めている。	内部統制の取組や研修会の開催により、コンプライアンスの確保を積極的に行っている。 また、働き方改革を実施することにより、職員のモチベーション向上に努めている。 今後も、適切な組織運営に努めるよう期待する。	A

<参考指標>
合計点が 8～10点の場合：A（概ね良好） 5～7点の場合：B（改善の余地あり） 2～4点の場合：C（改善措置が必要） 0～1点の場合：D（大いに改善措置が必要）

35 宮城県土地改良事業団体連合会

<財務の健全性に関する指標>

No.	項目	評価内容	評価		
1	(公益法人) 正味財産増減額と収 支相償の状況	正味財産が減少している場合でも法人の継続に支障がない状態を保っているか。 収支相償を満たしているか。	①収支相償の基準を満たしていない。または、3期の当期正味財産増減額における減少額の平均が、正味財産合計額（指定＋一般）の10%以上	0	
			②3期連続で一般正味財産増減額がマイナスだが、3期の当期正味財産増減額における減少額の平均が、正味財産合計額（指定＋一般）の10%未満	1	
			③収支相償の基準を満たしており、一般正味財産増減額が3期連続マイナスでない。	2	
			④収支相償の基準を満たしており、一般正味財産増減額が当期プラス	3	
			⑤収支相償の基準を満たしており、直近の一般正味財産増減額が2期連続プラス	4	
	(公益法人以外) 一般正味財産増減額 ／経常損益の状況	一般正味財産は連続で減少していないか。 経常損益は連続で赤字を計上していないか。	①3期連続減少又は赤字	0	1
			②当期を含め1期又は2期減少又は赤字	1	
			③当期のみ増加又は黒字	2	
			④当期を含め2期連続増加又は黒字	3	
			⑤3期連続増加又は黒字	4	
2	(公益法人会計) 正味財産比率の状況	財政基盤は安定しているか。 [正味財産比率(%) = 正味財産合計 ÷ 資産合計 (総資産) × 100]	①正味財産比率が30%未満	0	2
			②正味財産比率が30%以上	2	
	(企業会計) 自己資本比率の状況	財政基盤は安定しているか。 自己資本比率(%) = 純資産合計 (株主資本) ÷ 資産合計 (総資産) × 100]	①自己資本比率が30%未満	0	
			②自己資本比率が30%以上	2	
3	短期的支払能力の適 正性【流動比率】	流動比率は適正を維持しているか。 [流動比率(%) = 流動資産 ÷ 流動負債 × 100]	①下記以外	0	1
			②当期100%以上	1	

No.	項目	評価内容	評価	
4	補助金等依存の抑制 総収入に対する補助金等割合は抑制基調にあるか。 [補助金等割合 = 補助金等合計 ÷ 総収入 × 100]	①対前期増加幅が2期連続2%以上	0	1
		②①又は③以外	1	
		③対前期減少幅が2期連続2%以上、又は当期補助金等なし	2	
5	借入金の抑制 【借入金依存度】 借入金依存度は抑制されているか。 (3期比較) [借入金依存度(%) = (長期借入金 + 短期借入金) ÷ 資産合計(総資産) × 100]	①下記以外	0	2
		②当期 ≤ 前期、又は当期 ≤ 前々期	1	
		③当期 ≤ 前期 ≤ 前々期、又は当期借入金なし	2	
6	累積剰余金(欠損金)の状況 累積欠損金を計上していないか。	①累積あり	0	2
		②累積なし	2	
合計(13点満点)				9

団体による自己評価 (概況、今後の課題・対策等)	県(主務課)の所見	参考指標
<p>東日本大震災復興事業の完了等に伴い、受託業務が減少しているが、令和3年度の「人・農地など関連施策の見直し」において、市町村・土地改良区の技術者不足等に伴う土地改良法改正などが行われ、会員が行う団体営事業に対する土地連支援が図られることになった。今後は、会員が行う団体営事業の支援を強化し、受託収入を増やして財務の健全化に努める。</p> <p>また、組織で策定した運営プランの進行管理を年度毎に実施しており、財務運営の管理を行っている。令和3年度に運営プランの見直しも行った。</p>	<p>今年度は受託事業収入の減少により当期経常増減額がマイナスになったが、正味財産比率が76.1%であることを踏まえると、財務状況は概ね良好と考えられる。</p> <p>また、土地改良法の改正で団体営事業の支援強化による受託事業の収入増加が見込まれることや、運営プランにより財務運営の管理をしっかりと行っていることから、財務運営も安定していくと考えられる。</p> <p>引き続き、健全な財務運営の確保に努めるよう期待する。</p>	B

<参考指標>
合計点が
11~13点の場合：A(概ね良好)
7~10点の場合：B(改善の余地あり)
3~6点の場合：C(改善措置が必要)
0~2点の場合：D(大いに改善措置が必要)